

枚方市都市計画審議会

関係法令等抜粋資料

資料 1 都市計画法（抜粋） P. 1

資料 2 枚方市都市計画審議会条例 P. 2

資料 3 枚方市都市計画審議会条例施行規則 P. 4

資料 4 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） P. 5

資料 5 枚方市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領 P. 8

資料 1 都市計画法（抜粋）

市町村の都市計画の決定

第 19 条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていなければ、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第 17 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨を市町村都市計画審議会又は都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。
- 3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するものを含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、町村にあつては都道府県知事の同意を得なければならない。
- 4 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

市町村都市計画審議会

第 77 条の 2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

資料2 枚方市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律100号）第77条の2第1項の規定に基づく市町村都市計画審議会として、本市に、枚方市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(担任事務)

第2条 審議会は、法律によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市議会議員
 - (3) 市民

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 審議会は、委員（議事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ、当該議事に関する会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第5条第2項の規定の例による。

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）

第5条 第2項

委員は、会長（会長が定められていない場合にあっては、執行機関）が相当と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、附属機関の会議に出席することができる。

(委任)

- 第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

資料3 枚方市都市計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市都市計画審議会条例（平成12年枚方市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 条例第3条第2項第1号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 条例第4条の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その職を解くものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を招集しようとするときは、委員（会議に關係する臨時委員を含む。）に対し、会議の日時、場所、会議に付すべき事項その他会議に必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(会議録)

第4条 議長は、審議会の議事について次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の内容

(幹事)

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を掌理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

資料4 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）

(目的)

第1条 この訓令は、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会等(審議会及び庁内委員会をいう。以下同じ。)の審議過程及び審議内容を明らかにするとともに、審議会等の公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審議会 次に掲げるものをいう。

イ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関

(会議の公開等)

第3条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる場合

(2) 枚方市情報公開条例(平成9年枚方市条例第23号)第6条の規定による非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合

(会議の公開等の決定)

第4条 審議会の会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会は、その会議について非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5条 審議会の会議の公開は、当該会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会は、傍聴を認める者(以下「傍聴者」という。)の定員を定めることができる。
- 3 審議会は、当該会議の公開に当たっては、当該会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定めるとともに、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- 4 審議会は、当該会議に際して当該会議の次第、提出資料等を傍聴者の閲覧に供するよう努めなければならない。

(会議開催の周知)

第6条 審議会の所管部署(会議体の庶務を担任する部署をいう。以下同じ。)は、その審議会の会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を所定の掲示板及び市ホームページに掲載することにより、事前に市民に周知しなければならない。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 案件名
 - (5) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
 - (6) 傍聴者の定員及び傍聴の手続
 - (7) 所管部署の名称
- 2 審議会の所管部署は、公開する会議にあっては、前項に掲げる手段に加え、当該会議の開催について、市広報紙への掲載等により事前の周知に努めるものとする。

(会議録の作成)

第7条 審議会等の所管部署は、当該会議が公開又は非公開であるかにかかわらず、当該会議の終了後速やかに、その会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者及び欠席者の氏名
 - (5) 案件名
 - (6) 提出された資料の名称

- (7) 審議内容
- (8) 決定事項
- (9) 会議の公開、非公開の別及び非公開理由
- (10) 会議録の公表、非公表の別及び非公表理由
- (11) 傍聴者の数
- (12) 所管部署の名称

3 前項第7号の会議録の審議内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により記載しなければならない。

- (1) 審議会 審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録すること。
- (2) 庁内委員会 審議の概要をまとめ、審議の過程を明確にして記録すること。

(会議録の公表)

第8条 審議会等の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会等の会議に係る会議録(公表することを決定したものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

2 前項第1号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議に提出した資料を添付しなければならない。

3 第4条の規定により、審議会の会議の非公開を決定した場合における当該会議録の公表方法については、当該審議会が決定するものとする。

4 第1項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第9条 審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表について、法令等に特別の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、審議会の会議の公開並びに審議会等の会議録の作成及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

資料5 枚方市都市計画審議会の傍聴に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、枚方市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の許可)

第2条 審議会の審議に対し傍聴の願いがあった場合、審議会の会長（以下「議長」という。）は審議会を公開しない場合を除き、傍聴を許可するものとする。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続き)

第4条 審議を傍聴しようとするものは、事前に自己の住所、氏名及び年齢を記載した傍聴願いを提出しなければならない。

(傍聴の受付)

第5条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の15分前から行う。

2 傍聴の受付は先着順とするが、受付開始時に定員を超える申し出があった場合は抽選とする。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、20人とする。但し、議長において特に必要と認めたときは傍聴人数を制限することができる。

(審議の場への入場の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席を離れ、審議の場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者

(4) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められるもの

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、審議会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開くなどの理由により議長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第14条 会議の傍聴に関し必要な事項は、この要領及び「枚方市における審議会等の会議の公開に関する指針について」に定めるもののほか会長が定める。